

人員基準チェックリスト（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

事業所名称

職 種	基準（空欄に必要事項を記入し、各項目の該当する「□」又は「○」にレ点を付すこと。）																				
入所者数 （前年度の平均値）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">前年度の入所者延数* 人・日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">÷</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">前年度の日数 日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 14%; text-align: center;">入所者数 人</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">（小数点第2位以下切上）</td> </tr> </table> <p>※指定短期入所生活介護事業所を併設している場合にあつては、当該事業所の利用者延数を含む。</p>	前年度の入所者延数* 人・日	÷	前年度の日数 日	=	入所者数 人	（小数点第2位以下切上）														
前年度の入所者延数* 人・日	÷	前年度の日数 日	=	入所者数 人																	
（小数点第2位以下切上）																					
従業者	<p>医師</p> <p>○ 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数配置している。</p> <p>○ 配置していない場合、次の要件を満たしている。</p> <p>□ サテライト型居住施設である。</p> <p>□ 本体施設の医師により、入所者の健康管理が適切に行われる。</p>																				
	<p>生活相談員</p> <p>□ 生活相談員として必要な資格を有している。</p> <p>・社会福祉主事任用資格 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士</p> <p>・介護支援専門員 ・介護福祉士</p> <p>・同一法人が運営する社会福祉施設等において3年以上かつ540日以上介護業務等に従事した経験があり、事業者が生活相談員としての能力を有すると認める者</p> <p>○ 1以上配置している。</p> <p>○ 配置していない場合、次の要件を満たしている。</p> <p>□ サテライト型居住施設である。</p> <p>□ 本体施設（（地域密着型）介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。）の生活相談員又は支援相談員により入所者の処遇が適切に行われる。</p> <p>○ 常勤である。</p> <p>○ 常勤でない場合、次の要件を満たしている。</p> <p>□ サテライト型居住施設である。</p> <p>□ 常勤換算方法で、1以上配置している。</p> <p>〈常勤換算式〉（ 月）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">常勤*の従業者数 (A) 人</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>非常勤の従業者の勤務延時間数 時間</td> <td>÷</td> <td>常勤の従業者が勤務すべき時間数 時間</td> <td>=</td> <td>常勤換算 (B) 人</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">（小数点第2位以下切捨）</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">※常勤：当該施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。</td> </tr> </table>	常勤*の従業者数 (A) 人					非常勤の従業者の勤務延時間数 時間	÷	常勤の従業者が勤務すべき時間数 時間	=	常勤換算 (B) 人	（小数点第2位以下切捨）					※常勤：当該施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。				
	常勤*の従業者数 (A) 人																				
非常勤の従業者の勤務延時間数 時間	÷		常勤の従業者が勤務すべき時間数 時間	=	常勤換算 (B) 人																
（小数点第2位以下切捨）																					
※常勤：当該施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。																					
<p>介護職員又は看護職員</p> <p>□ 介護職員及び看護職員（看護師又は准看護師）の総数を、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置している。</p> <p>□ 看護職員を、1以上配置している。</p> <p>□ 介護職員のうち1人以上は、常勤である。</p> <p>○ 看護職員のうち1人以上は、常勤である。</p> <p>○ 常勤の看護職員を配置していない場合、次の要件を満たしている。</p> <p>□ サテライト型居住施設である。</p> <p>□ 看護職員を、常勤換算方法で、1以上配置している。</p> <p>□ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させている。</p> <p>◆ユニット型施設の場合</p> <p>□ 昼間について、ユニットごとに常時1人以上配置している。</p> <p>□ 夜間及び深夜について、2ユニットごとに1人以上配置している。</p> <p>□ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置している。</p> <p>※当面は、ユニットケアリーダー研修受講者を2名以上（2ユニット以下の施設は1名）配置するほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ従業者を決めることで足りる。</p>																					

職 種	基準（空欄に必要事項を記入し、各項目の該当する「□」又は「○」にレ点を付すこと。）
従業者	<p>機能訓練指導員</p> <p>□ 機能訓練指導員として必要な資格を有している。 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師 ・准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師 ・きゅう師 （※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>○ 1以上配置している。</p> <p>○ 配置していない場合、次の要件を満たしている。</p> <p>□ サテライト型居住施設である。</p> <p>□ 本体施設（（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設）の機能訓練指導員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により入所者の処遇が適切に行われる。</p>
	<p>介護支援専門員</p> <p>□ 介護支援専門員の資格を有している。</p> <p>□ 常勤である。</p> <p>○ 専従である。</p> <p>○ 専従でない場合、次の要件を満たしている。</p> <p>□ 入所者の処遇に支障がない。</p> <p>□ 兼務する職務が、当該地域密着型介護老人福祉施設における他の職務である。</p> <p>○ 1以上配置している。</p> <p>○ 配置していない場合、次の要件を満たしている。</p> <p>□ サテライト型居住施設である。</p> <p>□ 本体施設（（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は介護療養型医療施設に限る。）の介護支援専門員により入所者の処遇が適切に行われる。</p>
管理者	<p>□ 管理者（施設長）として必要な資格等を有している。 ・社会福祉主事任用資格 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員 ・介護福祉士 ・社会福祉事業に2年以上従事した者 ・これらと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>□ 常勤である。</p> <p>○ 専従である。</p> <p>○ 専従でない場合、次の要件を満たしている。</p> <p>□ 事業所の管理上支障がない。</p> <p>□ 兼務する職務が次のいずれかの場合である。</p> <p>○ 当該地域密着型介護老人福祉施設の他の職務</p> <p>○ 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</p> <p>○ サテライト型居住施設であって本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は管理者としての職務を除く）</p> <p>※管理すべき事業所数が過剰である場合や、併設する入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。</p> <p>[兼務する職務] 事業所名： _____ 所在地： _____ 兼務する職務： _____</p> <p>※介護サービス事業以外の職務についても記載すること。</p>